

明治期における報徳社批判に対する 報徳社の人々の反駁

前田寿紀

はじめに

筆者は、これまで近代日本における報徳社の教育活動の特質と役割を明らかにする為の基礎作業として、報徳社の実態を整理してきた。¹⁾本稿は、その一環として、明治期における報徳社批判（二宮尊徳批判、報徳思想批判、近世の報徳仕法批判、「（中央）報徳会」批判ではない）に対して、報徳社の人々が反駁として何を述べたのかを整理しようとするものである。

I. 報徳社批判とその反駁

明治期における報徳社批判の主な系譜としては、1. 報徳社の経済的側面に対する疑問からるもの、2. 報徳社を信用組合へ改組させようというもくろみからのもの、3. 日露戦争後に報徳が全国的規模でかつぎあげられたことの反動からのもの、の3つがあった。系譜は異なっていても批判の中身は類似しているものもあるが、ここでは便宜的にこの3つの系譜にしたがってみていくことにする。

1. 報徳社の経済的側面に対する批判とその反駁

報徳社は、種々の「報徳金」を社員等から徴収し蓄積していたが、次のように報徳社の目的を単なる積金として捉える見方が早くからあった。

- ① 「徒に積むことを知て散することを知」らない。²⁾
- ② 「一昨年の夏吾人は駿遠二州を漫遊せし時各地に於て報徳社に対する批評を聞きしが、皆曰く『報徳社は一種の貯金会たるに過ぎず』と、……」³⁾
- ③ 「報徳社員のある者は二宮を耶穌に取られたと謂てゐますよ。なあに、取るのでない、

彼等で取られるやうにしてゐるのです。報徳社を御覧なさい、から生命を失して今では只金の周旋所ではありませんか。教会の腐敗と同一般です。」⁴⁾

積金への批判に対しては、まず鷲山恭平の論文「誤解されたる報徳社」という反駁がある。借金に悩み、「遠江国報徳社」社長岡田良一郎に入門し、明治36年1月に「嶺向報徳社」を設立した彼は、この論文の中で、

「……積金を為す動機を觀察したならば、決してたゞ金銭を増加する我利の為めのみでない、それ以上に於て美はしき或物を見出すこと難からぬ……或物とは社員の心意を指す……此心意あるよりして推讓の資金を産出し、人と交つては親切となり、職業に向つては忠実と奈り、又社会に対しては同情と奈るのです、夫故に足一度報徳社の地に踏んだならば、他邦に見ざるの美風あることを發見するであろう。」⁵⁾

のように積金に伴う効果を指摘した。

次に、修身教科書も編述している西谷忠雄は、

「……報徳主義は物質的現ナマ主義にして精神的方面の要素を欠き其弊の及ぶ所少からずとの説は、報徳主義の経済的方面を重視せるの致す所、翁（二宮尊徳——引用者注）が犠牲的精神を發揮し不動尊の態度を以て社会の救済に努力せられしが如き、天上天下唯我独尊を説きて人格の修養に努めしが如き、又深く行為の動機を重んじて至誠事に当るの風を奨励したるが如き、寧ろ道徳的方面を重要視せざるべからず、翁が常に荒敗せる土地を興復するは人心の開拓を以て先とすといへるが如き、会々以て其精神のある所を知るべきにあらずや、……。」⁶⁾

のように、「心田」の開拓としての意義を強調した。

報徳社では実際に、我利の為に活動をしたり、金銭目当てに報徳社を結成することは、報徳社の根底を搖るがすこととして、内部で平素強く戒められていた。例えば、「遠江国報徳社」社長岡田良一郎は、次のように述べていた。

「……小資本家ノ集合ニシテ利己主義ヨリ組織セラレタルモノハ社員互ニ利ヲ争ヒ社金ノ借用ヲ競ヒ積金ヲ怠リ返金ヲ延滞シ期年ナラズシテ紛々擾々故障ヲ生ジ解散ニ至ル……」⁷⁾

また、「報本社」社長新村里三郎も、役員無給、役員の諸費用もなるべく自弁という自らの報徳社で、「仲間の内斗(は)きりヶ様すれば事足れりと思ふは間違にして仲間を救ふか始りで社員外と雖も……助け救ふ行ひを為すてあります」とか「已れ斗り結社して助かるを心よしとするなかれ」という事などを強調していた。⁸⁾

また、前述の鷲山も次のようなことを述べた。

「……多数なる社中に於ては結社の真意を取違へて……二宮翁の精神に遠たもの無しとも圖られぬ、又少くとも誤解されべき方針を取りつゝあるものがないとも限らぬ、そは司令者たる社長其人々……経済を一位に置き道徳を度外に置きはせぬか、……小人は利に諭るの

古語により……金銭万能論を唱へ……此等は申す迄も奈く金銭の為めに結合したのであるから……毎月の常会は掛け金の取立てと心得るに至つたのも当然であつて、攻撃の批評を生したる火元は儘かに此邊にあるべく推測せらるゝ……」⁹⁾

積金が目的になっているという観点からではないが、報徳社の難解な資金運用に関して詳細に考察したうえで批判する者もいた。京都帝国大学の志波鷹治は、報徳社定款を批判している。

「……疑ふべきは元怨金は利息の変名にあらざるか……前に無利息と公言し後に元怨金と云ふ之朝三暮四の秘法にあらざるか……」¹⁰⁾

「……土台金の保管方法は銀行に預け利殖を計るものと推断するの外なし、」¹¹⁾

「……善種金は五分利を以て利倍積立を行ひ一口金百円に満るに及んで其半額を下け渡さる、以後百円に満つる毎に善報金を受くるを得べく……百円に満つるには早くとも四十五ヶ年以上を要し人生の大半全く其利を受くるを得さらしむ、……報徳社の性質上當に然るべしと雖経済学者の苦笑は到底免るゝを得ず、」¹²⁾

「……（「遠江国報徳社」定款——引用者注）第二十一條に依れば善種金は本人退社するも又は何等の理由あるも善報金の外は下渡する事なき旨を記載し且つ第五條に当社の存立を永久無限とするの規定あるを以て社員へ永久に其持分を取得するを得ず只解散の時に返附せらるゝのみ（解散は任意になすを得ず）奇も亦甚だしからずや一步を進て社員の善種金に対する権利は他人に譲渡す事を得ず、……絶対的に譲渡を禁するは社会の事情を無視するもの又子孫に譲渡せる場合其子孫をして更に土台金を寄附せされば社員となざるは報徳の本旨に戻るものと云ふべし、当然社員たるの資格を与ふるは非なるも篤実なる子孫にして父祖の権利を譲受けたるもの尚出金せされは社員たる事を禁するは抑何の意なるやを解する能はず」¹³⁾

これに対しては、「遠江国報徳社」の山田猪太郎が、「弁惑書」なるものを書いて本人に送付している。山田によると志波は、「速に謝意を陳し是正を約せら」¹⁴⁾れたという。その「弁惑書」から要点を摘出してみよう。

（翻）「……元怨金は報恩の旨趣を以て納むるものなれば困民納むる不能場合に在ては之を宥助すと雖も元金に欠損を為さず又恩を知らずして納付せざるものは必ずしも之を厳責せず能く諭して恩を知るの日に納めしむるを得べし之を利足とせずして元怨金と言ふは二宮翁の道なり」¹⁵⁾

「足下は蓋し植林事業を知らざるものなり……長きは百年を経されは良木を得る能はず百年の計の為に植樹を為すものは果して経済学者の苦笑する所なる乎且山林に輪伐の法あり百圓に充れば其半額を下附するは輪伐の法に同じ足下の如きは植林事業を為すこと能はざるべし且植林事業は伐採年限以内に在ては其利潤を他人に及ぼす能はず」¹⁶⁾

「……社界の事情は千差万別若其事情に拘泥せば釈迦も耶蘇も特別なる世教を開く能はざるべし况んや父祖積善の餘慶得て他人に譲るべけんや土台金を寄附せざれば社員と為さるは報徳の本旨に戻るものと云べしとは足下は報徳の本旨を知らざるものなり土台金を寄附して善業を盛んにすること報徳社員の社員たる所以なり父祖の遺徳に因て不朽の善種金を有すと雖も土台金を寄附するの志なき薄志なるものは与に善道を語るべからず」¹⁷⁾

そして、山田は最後に「要するに足下は未だ報徳の法を知らずして報徳の道を評論すと云ふべし……高教を惜む勿れ」¹⁸⁾と結んでいる。この批判——反駁には、道徳と経済を二分した上であくまでも論理的に経済の批評を試みる学者と、道徳と経済をどうしても切り離せず、二分法をこえたより高い次元での価値を長いタイムスパンで追求する報徳実践者とのすれ違いがみられる。報徳社の人々が道徳と経済の調和にこだわる様子は、例えば次のようないくつかの提言を、彼らが「肯緊を得たり」¹⁹⁾と受け止めていることにも現われている。

「……報徳教の根元は道徳と経済との調和した教であれば若し道徳か極端に傾くと一の宗派になる即ち神道教会に奈る若し之れがへたな宗旨になるとそれは宗教として出来たのでないから仏教にも基督教にも及ば奈以つまらぬ宗教と奈り其結果は社会にあまり利益を与へ奈以のみて奈くたま／＼以て多くの害悪を遺すものと奈る、又経済の方面が偏重するとへたな信用組合と奈る信用組合は外国の例によつて理想て出来上つて居るものであるが報徳は日本固有の発達を為したものであるからへたをやると全く個人主義の貯金宗と奈つてしまふて報徳なるものは忌まはしい高利貸のやう奈ものと成らぬとも限ら奈い、……されば予は今日の報徳教を今後充分に研究して現在立派に出来て居る形式模範（報徳社か——引用者注）を新しい智識を以て改良し日本全国に普及したならば行政的及社会的其他各方面に非常奈る利益か阿る」²⁰⁾

なお、無利息貸付金と称しながらも実際には低利息を取る「元恕金」に関しては、その深い意味を、良一郎が「遠江国報徳社」の「常会」の中で、²¹⁾福住正兄が著書『日本信用組合報徳結社問答 全 附積米方法』の中で²²⁾説明していた。そして、この「元恕金」に対しては、報徳社の人々は、借りたことに対する礼の心や返す為の克己心を芽生えさせる教育的効果、返す為に仕事に精を出したり気合いが入ったりする教育的効果、特に投票によって借りることができた場合の名誉心をもたせる教育的効果などの、利息には代えられない効果を見い出していた。

2. 報徳社改組のもくろみに伴う批判とその反駁

信用組合への報徳社改組のもくろみは、日本に信用組合を根付かせようとするドイツ帰りの品川弥二郎と平田東助に始まる。品川は、報徳社も信用組合と同列のものとし、両者をセ

ットにして法律の保護の下に置く構想で「信用組合法」を成立させようとした。そこには、ドイツ生まれの信用組合を日本に普及させるには「信用組合法」を成立させる必要があり、地方に根付いている日本生まれの報徳社もセットにすれば成立しやすくなるという思惑があったと思われる。品川は、平田と明治24年11月28日に第二帝国議会に「信用組合法案」を提出しているが、その中で、

「……二宮尊徳翁の遺法に成れる、報徳社の如きは、以徳報徳の精神に出づるものなりと雖、殆んど是を信用組合の制度に言ひならすと言ふことが出来まする、然しながら、此等の信用組織も、他済の一般の進歩に従ひ、今日の経済世界に適すべき、改良を計らねば、大に其の発達を期し、其の鞏固を望むは、難いことゝ存じます、而して其の発達と鞏固とは、法律の保護を得るにあらざれば、目的を達することが出来ません。」²³⁾

と述べている。

報徳社を信用組合と同列に捉える品川の見解には、「駿河東報徳社」の西ヶ谷可吉が次のように反駁した。

「信用組合ハ対人信用則チ人身上徳義ヲ希望セリ其希望スル対人信用ハ該法ニテハ人民利益ヲ得ンガ為ニ徳義ヲ重セシムルニ至ラシムルナリ吾報徳学ハ徳義ハ人類当然ノ行為ナルコトヲ知ラシメ徳義ニ非ラザレバ人道ハ立ザルコトヲ説ケリ信用組合ハ財ヲ本トシ徳ヲ末トセリ吾報徳社ハ徳ヲ本トシ財ヲ末ニセリ又信用組合ハ中産以上人民ノ奢侈ヲ制止シ極貧罹災ノ人民ヲ救済スルコト能ワズ我カ報徳社ハ奢侈ハ是吾敵ニシテ極貧罹災ハ其原因アルコトヲ講明シ転禍為福ノ道ヲ教示セリ故ニ信用組合ヲ施行スル地方ニ於テハ報徳社ヲ設置セサレハ其効ヲ奏スルコト能ハシテ解散ノ不幸ヲ見ルヤ必セリ」²⁴⁾

また、平田は結果的には流産となる「信用組合法案」提出日の前夜とも言うべき明治24年11月17日に、杉山孝平と著した『信用組合論』の中で、信用組合への報徳社改組に躍起になったのか、報徳社の前近代性を強調してその限界を遠慮なく論じている。

「……氏（二宮尊徳——引用者注）の経済策ハ鎖国閉居を主義となし富の積蓄を制して其平均を勧誘する封建政治の時代に於て最も有力なる功績を奏したこと言ふまでもなし」²⁵⁾
 「二宮氏の報徳社ハ此階級政治に基き起り此階級を維持するを以て一大目的となしたるものなり」²⁶⁾

「二宮氏が各人分度外の収益を社会的目的に使用す可きの説を唱へたるハ即ち封建政治の保守的社会主义に基き立案したことなること疑ふに足らず」²⁷⁾

そして、「今や人民の経済生活は雑駁多端にして営業益盛なり」²⁸⁾として、品川と同様報徳社改組をもくろんだ。これと酷似した批判は、在東京なる山下哲太郎によって「信用制度」という題で『静岡民友新聞』に寄稿された。これは、報徳社の人の目にとまり「論中往々誤解の点少なからず」²⁹⁾として「遠江国報徳社」機関誌『大日本帝国報徳』第42編に掲載され

た。³⁰⁾また、同じような批判が、ドロッパーズ(Garrett Droppers)の明治27年論文“*A Japanese Credit Association and Its Founder*”の中でなされた。後の明治38年に翻訳された「日本の信用組合及び其創立者」には、次のように書かれている。

「……報徳社は、日本が尚外国に向て鎖国したりし封建時代に適応すべく創立せられたるものにて、近代の社会組織に対してはいかにや。例令へば米穀其他の穀物を廩倉に貯蔵するが如き、……現下経済事情に照せば、よく其当を得たりとなし得べくも非ず、兎に角外国貿易の拡張せられたる今日の時代に取りては、確かに左迄重要な方法となし難きに似たり。」³¹⁾

平田に対しても、西ヶ谷が次のように反駁した。

「夫分度ハ報徳方法ノ大本ニシテ分度立タザレハ報徳ノ事業ハ息ムト云フテ可ナリ誠明(二宮尊徳——引用者注)先生封建時代ニ在テ分度ヲ定メラレタルハ時弊ニ制セラレ重箱内ノ区劃ニ適応ノ法ヲ規画セラレタルニアラス又封建時代人類ノ各階級ヲ保全シ此等生活ノ程度ヲ維持セント欲シタルニアラスシテ国家ノ実力ヲ発達シ人民ヲシテ自治ノ精神ヲ作興セシメンカ為メナリ安分知足ハ小康ニ安ンセシムルガ為メニアラスシテ分度外ノ財ヲ以テ荒蕪ヲ墾シ新事業ヲ起サシメンカ為メナリ所謂生産的ノ資力ヲ発達セント欲シテ不生産的ノ消費ニ程限ヲ規定セラレタルモノナリ此程限ヲ規定スルヤ漠然タル規定ニアラスシテ既往ノ天禄ヲ調査シ天自然ノ程度ヲ探究シテ規定シタルモノニシテ其程度モ亦毎十年ノ実歴ニヨリテ高メタルモノナリ」³²⁾

「若シ分度法確立セサランカ郷村ノ仕法ヲ行フ能ハス郷村ノ仕法ナカラシカ餘財空シク積滞スルノミ故ニ分度法確立シテ而シテ郷村仕法行フ可シ常ニ生存発達ノ資料タル財源ヲ無究ニ開キ本末並行以テ国家ノ富強ヲ見ル可キナリ誠明先生常ニ曰ク日本ノ国土ヲ增大ニスル能ハサルモ日本ノ歳入ヲ倍蓰スル敢テ難事ニアラス』ト之ニ由テ之ヲ観レバ分度ハ封建的各階級ニ相応スル生活ノ維持ヲ計タルニアザルヤ明白ナリ」³³⁾

「封建政治敗頽シ封建的経済社界ノ秩序崩潰シテ自由競争ノ経済界トナリ世界万国優勝劣敗ヲ争フノ時勢ニ及シテハ吾曹ハ報徳主義ハ断シテ改良ヲ加フルニ及ハズト云フヲ躊躇セザルナリ彌益報徳主義ヲ奉シテ我国ノ富強ヲ計リ……」³⁴⁾

報徳社の「分度」は、単なる儒教的知足安分倫理ではない。西ヶ谷によれば生存発達の為の財源を造る重要な行為なのである。有効に資金を活用する法が無く、余財が空しく積まれる方がむしろ問題なのであった。なお、良一郎も、エッケルト(Udo Eggert)講演「独国信用組合法」と平田・杉山『信用組合論』を読み、信用組合には、①組合員の責任、②対人信用の程度、③低利資金の財源、の3つにおいて難があるとした。³⁵⁾

「産業組合法」が成立(明治33年)した後でも、全国農事会幹事長・「大日本産業組合中央会」設立発起人・「入新井村信用組合」組合長の子爵加納久宣のように、「産業組合法」の保

護を得ている信用組合の優位性を強調することで報徳社を暗に批判する者もいた。

「……試みに信用組合と報徳社との比較対照を左に列記して、速に報徳社が完全なる法律（「産業組合法」か——引用者注）の甲冑⁽³⁶⁾に身を固めて翁の遺徳を破壊せられざらむことを望むのである。／（一）信用組合は法律に拘束せられて実際の運用に遺憾なきを免れず、之に反して報徳社は純然たる徳義組織に成りて動もすれば社界の狂瀾に搖籟せられ易し。／（二）信用組合は自動的に働き、組合員が産業に必要な資本を融通するの機関となり、報徳社の多くは受動的に社業を扱ひて、社員の逆境に陥るらんとするを救済するの中心となる。／（三）信用組合は社団法人として行政官庁の監督の下に立ち報徳社は社会の裏面に隠れて法律上の保護を受くる能はず。／（四）信用組合は権利を得義務を有するも、報徳社は法律上の権利もなく又義務もなし。／（五）信用組合の役員は法律上の責任を有すれども報徳社の役員は財産上個人として単に民法上の責任を負ふあるのみ。／（六）信用組合員は出資金の運転を法人たる組合に対して委託すれども、報徳社員は其積立金を当時役員の位置に在る個人に預け入るゝに過ぎず。／（七）信用組合の資金は所謂庶民銀行の業務として殖産上の必要に応じ間断なく運転利殖すれども、報徳社の積立金は多くは、一朝社員の手に帰すれば十数年間無利息の儘固定して不動の資金となる。／（八）信用組合の貯金には一定の利息を付し且組合資金ともなりて運転し、又払込引出共に本人の自由任意なれども報徳社の貯金は即ち積立金にして多くは一定の利息なく又時に運転資本ともならず、從て払戻の自由を得ず。／以上の如く彼此異同の点を列挙し来れば、長中短あり、短中必しも長なきに非ず……」³⁶⁾

これに対しては、「遠江国報徳社」の「報徳学訓導」の山田霞洲生が反駁している。

（一）「……民法の施行せらるゝに及び法律の保護を受くる事を得、論者の所謂法律の堅甲に身を固めて徳義の肉体を保護し其基礎は日に鞏固を加へ完全に発達しつゝあるは事実の証する處……」³⁷⁾

（二）「其（静岡県前参事官肥後八次氏の——引用者注）言に曰く本社（州立社）の大体を云ふと社員が各々私財を出してそれで維持する或は町村社に貸付け或は町村社に補助して社員其ものが他人の利益を目的とする此方法で報徳社は社会の救済主義を実行して居る、又支社（町村社）は社員出資して社員自身の生産の資本となし或は旧債の償還をなす為めに資本の借入を奈して居ると同時に公益の為めに善行を奨励して居る、……」³⁸⁾

（四）（五）「……（四）（五）の評論ハ報徳社を非法人と奈したるより來りたる想像と云ハさるを得ず、……」³⁹⁾

（六）「……報徳金は役員たる個人に預くるに非らずして報徳社てふ社団法人に預くる事信用組合の場合と異なる所なき……」⁴⁰⁾

（七）「……是れ遠江国報徳社及管轄各町村立報徳社の貸付法を知らざるの言なり」⁴¹⁾

「……単に経済上より観察するも其効果の信用組合の比にあらざる……」⁴²⁾

(八)「……加入金は利足に定めあり引出しも自由なり，只善種金（一定の利子を付す）の払戻を得ざるは信用組合の持分払戻を得ざると一般奈り，若持分を自由に払戻を得るものとせば信用組合法を誤解したるものなり。」⁴³⁾

報徳社は、この時点で既に民法の保護を受けて今まで通りの活動をしていたから、加納の「産業組合法」の保護で「翁の遺徳を破壊せられざらむ」というのは当たらない。むしろ、「産業組合法」に依存した際に報徳社が失うものの方が大きかった。この失うものは、後の柳田国男と良一郎の論争で明らかになる。

報徳社と信用組合を対立的に捉えることも、片方を他方に従属させようとすることも、両全をめざす報徳の本来の趣旨からすれば筋違いであった。報徳社の人に限らず、こうしたことによく理解している識者も多かった。例えば、留岡幸助は「産業組合に報徳教の精神を加味せよ」という題で明治45年3月の『産業組合』に論文を載せている。そこで彼は、

「報徳教に対する是非の論は、一時世上を騒がしたり。今も尚ほ餘勢を留めて、時に誹謗を放つものなきにあらざれども、卿等果して報徳教の真髓を知るか。没々たる世上の論者、多くは枝葉の是非に拘泥して、其の本幹の何物たるかを加味せざるは、吾人の頗る遺憾とする所なり。(中略)彼の分度の一端を管見して、報徳教は、消極的道徳を鼓吹するもの也杯と漫罵するものは、未だ以て経世を語るに足らざる徒のみ。」⁴⁴⁾

と述べている。また、「大日本産業組合中央会」副会頭でも報徳社の内部者でもある岡田良平は、「産業組合と、報徳社の間に軋轢を生じて居て両者が互に批難して居るが、是は相提携して互に長を採り、短を補つて行くものであると信ずる」⁴⁵⁾と述べている。農商務大臣兼内務大臣の清浦奎吾⁴⁶⁾や内務省書記官の中川望⁴⁷⁾も岡田良平とほぼ同様の考えであった。また、井上貫外は「報徳社其者の他に経済上の目的を達する上に於て比較的利便を有する産業組合を設立し、以て道徳と経済との調和を計り、併せて産業の発達を促すことゝせんか、寧ろ今日の時勢に適したる處法と謂ふことが出来るであらう。」⁴⁸⁾と述べている。また、井口丑二は「報徳社と産業組合とを合一したる如き者を作り出すこと、我多年の宿願なり、……今の報徳社には産業組合同様の特典を法令上に与へて、其経済方面的活動に便せしめ、今の産業組合には報徳又は各種の宗教なり、倫理説なりに依て、道徳上の修養並に事業を為すことを法令上自由ならしめ、以て両者の長所短所を互に交換修補せしめざる可らず。」⁴⁹⁾と述べ、次のような静岡県賀茂郡仁科村「仁科報徳信用生産組合」で諷謔されている「組合の歌」を掲げている。

「信用組合其基礎は	遠き昔にきざしけり	西暦一千八百年
獨逸の國に偉人あり	ライフアイゼンとシルツエ氏	……
等しく出でし日の本の	聖は誰ぞそも誰ぞ	尊徳翁としりねかし

我等の仰ぐ報徳の 分度推譲用となし まくこそ道の本意なれ……」⁵⁰⁾

教の道のたふとしや 労を厭はず分外の

至誠勤労体となし 財を譲りて善の種

報徳社改組のもくろみに伴う批判は、多くの者が提出していたがいずれも単発的であった。最も深い分析に基づく批判は柳田国男から提出された。また、それに対する最も強い反駁は良一郎から出された。そして、この2人の論争で報徳社改組論はほぼ終ったように思われる。柳田の批判⁵¹⁾には、大まかに次のような諸点がある。

- ①凶年の用意の為なら、10万円の資金の固定化は多すぎる。
- ②現在農村では、固定資本・流通資本の需要が大きいので、資金を社員に還元すべき。
- ③力行精励は、自らの社会的地位を改良する為だから、賞与的貸与は必要ないのではないか。
- ④入札貸付だと、最も資金を必要とする人に資金がいかない。
- ⑤無利息貸付と言いながらも、事実上の利子を取っている。

良一郎の反駁⁵²⁾を拾ってみると、

- ①'1社平均300円では何の救助もできない。(凶年の用意以外にも,)荒地開墾、道路開通、溜池築造、畦畔改良、肥料共同購入の為の貸し付けも行っている。
- ②'凶作なる者へは相当の貸し付けをしている。1社に数百円ないし数千円を貸し付けした例は少くない。単に貸し付けをすると借金をなくす為に入社するものが出てくる。報徳社は、借金返済を行うのではなく、負債を生じる根本原因を除くのである。
- ③'賞を以て国民救助の恵与と混乱している。力行精励の表彰は、名誉を表彰するのである。これに金をかけない方法があったら教えを受けたい。
- ④'「遠江国報徳社」には、町村社という支社があり、そこで最も資金を必要とする人を救う努力をしている。
- ⑤'(利子と思われているところの)「報徳元怨金」は、5分5厘強という低利の金だからそれだけで恩恵を受けているのだ。これは、報徳の深い意味が込められたものであり、社外の者にはわかるはずがない。

改組させる手段としての批判をする柳田と、改組など毛頭考えておらず平素の活動から尊徳の教説に深い意味を見い出している良一郎との議論はかみ合うところは少ない。しかし、言葉こそ足りないがこの論争の中で良一郎がもらした報徳社のこだわりがよく現われている一言に留意する必要がある。

まず、良一郎の「論者は低利貸金資本阜多なれば農民の負債は償却すべしと速断せり是れ大なる謬見なり」⁵³⁾という指摘は重要である。これは、柳田の合理的考え方では捉えきれない農村の負債の実態を示しており、農村の危機を何度も救ってきた良一郎の実感からのものであつた。良一郎によれば、報徳社における貧富の定義は、「小資本家ハ極メテ小分タリト雖ト

モ年々土台金ノ供アリ又家産ノ増殖アルモノハ……富人ト為スナリ又大資本家ト雖トモ土台金ノ供アル無キノミナラス年々經濟ニ不足ヲ生スルモノハ……貧人ト為スナリ」<1/66-67>⁵⁴⁾であった。豪農と雖も「前日幸福ヲ受クルノ過度ナル」と、「天下ヲシテ奢侈懶惰ノ人ヲ生シ」「負債今日ノ山堆ヲ為シ一敗地ニ塗レテ復起ツコト能ハサラシム」<1/5>となる。彼は、こうした道理を報徳社で平素学習して、「土台金」を堅固にして地域全体で解決する必要があると言う。ここには、負債問題の地域的解決とそれに付随した教育的効果を捨てたくないという報徳社側のこだわりが示されている。実際に、個人で自由に低利資金が借りられれば負債はなくなるというものではなく、逆に借金地獄に陥ることもある。ここで、現清水市杉山の「杉山報徳社」に残る次のようなエピソードに注目したい。みかん栽培の地域的拡大や実業補習教育等に力を入れていた片平信通社長は、柳田のように借金を消そう消そうという方向ではなく、むしろ土地を買う為に借金をさせる方針を地域の人々に示していた。「土地を買って我物にすると家内一同のものゝ気合が妙に奮つて来る」⁵⁵⁾のだと言う。こうした気合が入った人は、一刻も早く借金を返済しようと報徳社で真剣にみかん栽培等の知識・技術を学習したであろうし、報徳社の「常会」で説く貧富の定義も熟知したであろうし、仮に天災などで事業に失敗しても報徳社に手助けしてもらえるという安心感も得ていたであろう。皮肉にも国家官僚柳田の意図とは裏腹に、報徳社のある農村の基底部では借金をさせていたのである。

次に、報徳社内では「元怨金」に対する不平はほとんど社員から出でていなく、「自身へ善報金の来るを楽しむよりも寧ろ社業の発達を喜こんで居る」⁵⁶⁾という良一郎の指摘も重要である。報徳社が興隆する以前は、多くの地域で経済的危機等に伴って人々の私欲の丸出し状態が続いていた。それが、報徳社が長い年月をかけて尽力した結果、教育的効果が現われ、他者を助けることや地域を改良することに喜びを見い出すまでに至り、「善報金」を受け取らずに逆にそれを報徳社に「推譲」する者まで出るようになった。

次に、柳田の力行精励者への賞与的貸与不必要論に対して、良一郎が金をかけない方法があつたら教えを受けたい⁵⁷⁾と述べた言葉も重要であるように思われる。ここには、賞与的貸与による教育的効果を実感している良一郎がいるように思われる。実際に、報徳社の表彰を受け、本人にとどまらず子孫まで啓発され、意識変容・行動変容した家は数多い。例えば、父橋本孫三郎が良一郎から賞金付きで表彰されたのを機に報徳思想を知り、青少年教育の為の私立「双松学舎」を設立・経営する橋本孫一郎とそれを踏襲する息子弘綱。その他、上土方村の岡本利平の岡本家<3/185-188>等相当数にのぼり、記録に残っているのはもちろんのこと、現在も先祖の功績を意識して報徳社運動をしている者も多い。

以上のような報徳社の教育的効果は、信用組合へ改組すると失うものであり、結果的に報徳社の人々は報徳社改組をしなかった。

3. 報徳社＝消極説または新時代への応用不可能説とその反駁

「二宮尊徳翁五十年記念会」が打ち上げられた日露戦争後の時期は、「(中央) 報徳会」、「大日本産業組合中央会」が設立され、明治37年からの国定教科書に二宮金次郎が取り入れられたこともあり、報徳および報徳社が広く知られることになったから、良くも悪くも報徳および報徳社は世間の評価を受けることになる。さらに、第1次西園寺内閣の積極政策のゆきづまりの後の第2次桂内閣（明治41年7月～明治44年8月）には、内務大臣平田東助、内務次官一木喜徳郎、文部次官岡田良平等の報徳関係者が多かったから、その政策は当然報徳との関わりをもって周囲から観られた。したがって、第2次桂内閣に対する消極的との批判と共に報徳および報徳社も批判された。「浜松中学校」教諭で報徳社と縁のある米山正治は、この頃の様子を、

「……反動が来た、桂内閣の財政政策が不成功で不景気の聲が止まぬと共に、其罪の一半は報徳など云ふ時世後れの引込思案に基くと云ふ、とんでもない側杖を被るに至つた。これ然しながら前に過分に担ぎ上げられた報とも云へる、報徳の精神が広く人心に浸み亘つたのでなく、唯一時御祭的に賑かになつた事を示すものである、『浪花節活動写真小田原の金次郎をばもてはやす國』と云ふ無礼極る皮肉な歌も、他山の石として反省に値するものと思ふ。」⁵⁸⁾

のように分析した。

政治との関係以外で消極性を趣旨とする批判もあるので、以下にいくつか列挙してみる。

- ① 「ある学説或は主張が教権の形式を以て保存せらるゝのは、猶ほ人体が木乃伊として保存せらるゝやうなもので、残るはたゞに醜怪なる形骸であつて、潑瀝たる血肉は夙に去つて居る。……而して、二宮尊徳によつて創められた報徳教の如きも確かに其の一つである。」⁵⁹⁾
- ② 「……目下の報徳社の或物に対しては私は嫌な感を催すので、あの儘の方法で遣て居たならば、啻に時勢後れたるのみならず、實に進歩の邪魔となりはすまいか、……」⁶⁰⁾
- ③ 「現時の報徳社の事は、自分も其地方に居て多少知て居るが、どうも二宮翁の精神を伝へて、時代の要求に応じて行くといふ遣方でないから、遺憾ながら多く望を嘱する事が出来ぬ。どうも後人は前英雄の模型に拘泥し過ぎて、漢学者の息子が親が古流の學問をしたので却て英語を学べぬといふやうな弊をやる。報徳社も悪くすると進歩せぬのみでなく、新知新法の輸入を遮害するかも知れぬ。自分の考では是非之に代ふるに信用組合を以てせねばならぬと思ふ。」⁶¹⁾
- ④ 「……之（報徳社——引用者注）を研究するの暇なきも、単にその教祖尊徳翁の仕法に就いて之を批判すれば、……古より誰れも彼れも口にして居る『量レ入制レ出』の外に出でな

い……。」⁶²⁾

⑤「……我未だ報徳に入る程の貧乏はせず……」⁶³⁾

世間の消極的との批判を聞きつつ報徳社に対して忠告をしてくる者も多かった。国定教科書に二宮金次郎を入れたとされる井上哲次郎は、「遠江国報徳社」機関誌に「勤儉を誤解して非常に消極的に解釈して、或女学校では学生のリボンを廃した、……但し報徳は富を造るのみが目的ではない……勤労をして富を造る事も考へて両々相俟て自身も益々社会を益する様にせねばならぬ、是ぞ報徳社員の本分であらふ」⁶⁴⁾と書いている。また、湯浅内務省事務官は、志太郡報徳聯合大会に於いて「先生の教は宏大なる智識を持つて居るから独り其時勢に適切であつた計りでなく、深く含味しますれば如何なる時代にも応用する事が出来ないものではありますまいけれども、之を誤解して時勢の進運に何等関係がないと云ふ考を有つ様な事のないように切に希望する」⁶⁵⁾と述べている。また、静岡県知事松井茂は「凡て物は時代に伴ふて進化しなくてはならぬ、宗教の如き、報徳の如きも時代の進運を導くでなければ国家の役には立たぬのである。」⁶⁶⁾と書いている。

報徳社の人々は、次の言葉に現われているように、報徳をいつの時代にも通用する積極的なものと捉えていた。

「……報徳主義は未開過渡時代に生れたりとするも報徳主義の主張は真理にして何れの世にも盛に運用せらるべきもの也、尚例を挙ぐれば釈迦は三千年の昔に於て基督は二千年の前に於て何れも其教を立てたりとするも人類相愛博愛慈善の真理に至つては万古不朽なりといはざるべからず、……二宮翁の天地人合力説、并に至誠勤労分度推讓の道、道徳経済調和主義等は千歳不磨の真理にして何れの世何れの所にも実行し得らるべきものなるを信ずる也。」⁶⁷⁾

「報徳の教と世人の誤解／イ、^(感)盛謝報恩の情は非常なる勇気を振起するものにして報徳教は積極的のものなり。……／ロ、進んでは一身をも犠牲に供して上は祖宗の恩に報い下は子孫の為に慮り家国の発展を國には即報徳教の精神にして報徳思想は實に発展的性質を有するものなり。」⁶⁸⁾

中でも、特に「推讓」には次のように積極的意義を見い出し強調していた。

「 推讓の積極的方面……

一、他人に対する金銭物品等の施与／たゞ慈悲は反つて無慈悲となる事あり、施与は之れを苟もすべからず。天災地変又は不測の災厄に艱めるものと、然らずして其の身の懶惰等に基く困窮者との間には大なるけじめあるべし。／二、公益事業若くは社会一般の福祉を増進すべき施設經營に対する出資。／三、寄附行為。

之れを精神的にしては

一、他人の相談相手となり、世話人となり、指導者となり、撫育者となり、保護援助者と

なる等／二、公共のために／(イ)時間と心身双方の労力とを提供し／(ロ)学問及び之が応用の術を研鑽討究し／(ハ)日用の調度、機械器具又は未知の理の発明并に発見／(ニ)世運の開展に関する事業の画策經營／(ホ)制度、文物、風俗習慣等の改善に尽す／等……。」⁶⁹⁾
 「夫れ人は積極消極の両方面相待ちて始めて完全なるものにして消極的に分度を守り節約を努めざれば進で積極的に事業を為すの資本を得る事能はず、所謂尺蠖の屈するは伸びんことを求むるものなり、即ち『善く積むば善く散らさんが為めなり』(二宮先生の語)は一面に勤労を説き一面に分度を説きしは両方面を具備せるなり、且つ之が本多る至誠と之が用たる推讓とを併せ説きしは極めて完善なる教義奈るを知るべし、……。」⁷⁰⁾
 「先生(二宮尊徳——引用者注)か分度を立つることを教へ僕約を勧められたのは餘剰を他日に譲つて積極的發展の資に供せんとするのである。先生嘗て加茂社人、梅辻と云神学者の講談を聞き評して曰、『其説く處も、大凡最なり、されども未だ尽さゞる事のみ多し、……如何となれば其説く所目的立ず、至る處奈く専僕約を尊んで謂れなく只僕約せよ～と云て僕約して何にすると云事なく、善を為よと云と其善とする處を説ず、且つ善を為す方を云ず、其説く處を実行する時は上下の分立ず、上國下国分ちも奈く、此の如く、一般の僕約を為たりとも、何の面白き事も奈く、國家の為にも奈らざるなり、……夫我か僕約を尊ぶ、用ひる處有が為奈り、……資本に用ひ国家を富實せしめ万姓を濟救せんが為なり、彼が目途なく、至る處なく只僕約せよと云とは大に異なり。」⁷¹⁾

「推讓」をより大きなスケールで捉えていたのは良一郎である。彼は、一面強烈なナショナリスティックな側面をもっていた。したがって、日露戦争時にはこうした面からの「推讓」解釈も行っている。しかし、一面人道主義的なインターナショナルな側面ももっていた。彼は、慶應4年12月に明治政府に提出した『富国策』⁷²⁾の中で、「富国安民(「富国強兵」ではない——引用者注)」を図り、日本の安全と世界の平和を実現すべきこと、日本が富んだ暁には外国にも富の余りを「推讓」すべきことを建言している。彼によれば、報徳社の「土台金」は、慈善、他譲、勸善、勸農、恤救、奨励、陰徳、享福、施教、弘道の資であった〈3/253〉。単に蓄積するだけのものではなく、「貯へて能く散じ」「博く施して衆を済ふ」〈3/253〉ものであった。

では、彼は「推讓」の積極的意義をどんなところにみているのであろうか。彼は、それをまず国内にみていたが、それだけではなかった。第一に、「推讓を以てすれば天下争乱の虞なく家閥牆の憂無し」〈4/7〉と述べているように、「推讓」が世界平和に通じるものとみていた。彼は、「我道は……外人と敵視するものにあらず」「外人友愛すべし」「外教引用すべし」〈3-37〉と述べ、外国にも理解を示していた。また、個人で学術奨励、平和の進歩の基金を創出したノーベル(Alfred Bernhard Nobel)に敬意を示し、彼の業績を自らの報徳社の事業とだぶらせていた〈1/90-97〉。第二に、「我カ財力ノ餘リヲ譲リ四海兄弟一民困難ノ民

「無カラシムヘシ」<1/17>のように、日本だけでなく四海兄弟の困民を無くすことができました。彼は、報徳社を結成すれば、「貧民」に貯蓄心を起こさせ、高利の金を払う苦を免れさせ、恒産により飢饉の憂いを免れさせ、移転流離の風を改めさせ、志を富まして幸福を受けさせて、善道を楽しみ実業に尽瘁させることができるとした<1/71-73>。ここには、「貧民」に対して「餘りヲ譲る」救貧の思想だけでなく、本人に「貯蓄心ヲ起」こさせる防貧の思想、さらに本人も「善道ヲ樂」しむ「推譲」の思想が現われている。また、彼はミル (Mill J. S) の言うような福祉的要素を報徳社ももっている点を強調した<4/186>。良一郎によれば、余った乳(家の滋養物である勤勉の結果得られる「土台金」)を「隣の子供に迄呂れる」('推譲'する)ことが慈善の根本であり <3/8>、報徳社はこれを行ってきてているとする。ここには、君子から庶民に施すという上下図式ではない施受一体の思想が現われている。そして第三に、他国の進歩を促すものとみていた。単に日本から外国へ金銭を譲るのではなく、外国にも報徳思想を教え広め、外国の内側から報徳の功績に与ってもらおうという意味での「推譲」を考えている。例えば、良一郎は明治後半期に、韓国の独立を扶植し隣交の邦を扶ける趣旨で、尊徳の「荒地は荒地の力を以て開く」になぞらえて「韓国は韓国の力を以て韓国を開く」<3/212>べきことを主張している。

以上のように、良一郎は「推譲」に外国の理解につながる契機をみていた。この点と関連して、前述の「双松学舎」に在学中、上海事変勃発、滿州國成立、犬養首相暗殺等が起こる中昭和7年17才で出会った福住正兄著『二宮翁夜話』に感動し、それを戦場に持つて生き心の拠り所として悩み続けた現「古谷報徳社」社長宮城正雄氏の回顧録が興味深い。「人間の共存は乏しきを分かち合う人間愛のみによって長続きすると信じたい。強者が弱者を倒して奪うことは人道に外れると夜話は教えている。夜話と戦争、難しい問題である。」⁷³⁾と、報徳の教説と戦争の間で揺れ動く宮城氏は、戦地での自己の行動をその都度夜話から考察し、終戦後独房の中で次のように「推譲」を契機とした世界平和の必要性を考えている。

「父母もその父母も吾が身なりとその元を辿れば地球の始まりまで遡る。人間が生まれて二百万年、そこから自分の命は続いている。……未を見れば人間の生存する限り命は伝わり続き広がって行く。その一点を繋ぐ今の自分は掛け替えのない尊いものであり万物の恩恵を受けて生まれ、生きている。……こんな小さな人間が何故愚かな戦争を起こすのであるか。……／小さな我執にとらわれて正義を主張すれば正義は國の数ほどあり、人の数ほどあってお互いに譲り理解しあわなければ國も人も治まらない。戦争も争いも絶えない愚かな人間社会になってしまう。夜話の中に神儒仏正味一粒丸の教がある。今ならば各宗教も哲学も含まれるであろう。正味とは人界に必要なものを言う。……宗教も哲学も住みよい世の中をつくる為の教えた。人の為に宗教があって宗教の為に人間があるのではない。信ずる宗教で心を磨き世の中を豊かにしていけば宗教戦争を起こす必要もないだろう。お

互いに主張する正義を理解し合い譲り合い調和させて、平和な世の中を作る接点は二宮翁夜話の教えの中にある。『神儒仏は道の根元において一つなり』と。」⁷⁴⁾では、何故これほどまでに報徳社の人々は「推讓」に固執するのだろうか。固執する理由の一例を、良一郎の講演記録から探ってみよう。まず第一に、来世を楽しみたいという考えがあったようである。良一郎によると、「推讓」は仏者の布施、儒者の積善に通じると言うく4/7)。そして、陰徳・積善につながる「推讓」をすれば、「陰徳必ず陽報あり」「積善の家必ず餘慶」あるのだと言うく4/5等)。現世においては、彼は「孤独」「疫癘」「戦鬪」という「三害」を衆と共に除き、後世の善良の子孫を生育しておきたいと述べているく1/1等)。そして、未来に「極楽浄土に往生」く3/23)し、「至善の域に達し至楽の郷に遊」く3/179)び、来世に「華藏莊嚴の樂都」く4/116)に遊ぶことを意識している。第二に、聖人・賢人の行いに継ぎたいという考えがあったようである。良一郎によると、風土、民俗、時勢によって為すところは違うが、「富国安民」の尊徳、「衆生済度」の釈迦、救世のキリスト、孔子の四聖人は、いずれも「一切の私を去て一切衆生の憂を除き一切衆生に幸福を与へんと欲する」に至っては同じであるく4/79等)。聖人の次にくる賢人に至らない者は多少の私念を去ることはできないが、「守徳を以て主義と為し廉耻を知り節義を守り経済を能くし勤儉力行一家を立て餘力を以て他に及ぼす者」は、聖賢の行いに継ぐことができるるのであるく4/80)。以上のように、良一郎には、死および死後を実存としての自己を自覚する為の積極的な契機として捉え、生きている間により善いことをして聖賢に近づき、来世を楽しみたいという考え方があった。この考え方方は、多数の報徳社の人々が講演で聞いていた。

おわりに

以上みてきたように、明治期における報徳社批判の主な系譜としては、1. 報徳社の経済的側面に対する疑問からのもの、2. 報徳社を信用組合へ改組させようというもくろみからのもの、3. 日露戦争後に報徳が全国的規模でかつぎあげられたことの反動からのもの、の3つがあった。

報徳社の人々は、道徳と経済をどうしても切り離すことができなかったが、報徳社の経済的側面に対する疑問からの批判に対しては、積金に伴う効果を指摘したり、「心田」の開拓としての意義を強調したりして反駁していた。

次に、報徳社を信用組合へ改組させようというもくろみからの批判に関しては、まず報徳社を信用組合と同列に捉える品川の見解があった。これに対しては、西ヶ谷が「信用組合ハ財ヲ本トシ徳ヲ末トセリ吾報徳社ハ徳ヲ本トシ財ヲ末ニセリ」などと指摘した。また、報徳社の前近代性を強調して批判する平田に対しては、西ヶ谷が生存発達の為の財源を造る重要な

な行為としての「分度」を強調したりした。また、信用組合へ改組させる手段としての批判をする柳田に対しては、良一郎の反駁があった。この反駁には、報徳社の教育的効果へのこだわりがよく現われていた。

次に、日露戦争後に報徳が全国的規模でかつぎあげられたことの反動からの批判（報徳社＝消極説または新時代への応用不可能説）に対しては、報徳社の人々は「推譲」の積極的意義を強調していた。この「推譲」に対しては、良一郎は外国の理解につながる契機をみていた。

このような明治期における報徳社批判に対する報徳社の人々の反駁は、現在の報徳社の人々もこだわり続けているものもあるように思われる。

[註]

1) 以下の拙稿を参照されたい。

- ①「『遠江国報徳社』の報徳社運動－『(中央) 報徳会』成立以前を中心に－」筑波大学大学院博士課程教育学研究科修士論文、昭和61年。
 - ②「『遠江国報徳社』の教育活動の実態－『(中央) 報徳会』成立以前を中心に－」、筑波大学大学院博士課程教育学研究科『教育学研究集録』第10集、昭和61年10月、PP.33～44。
 - ③「近代日本における報徳社の教育活動に関する研究（I）－『杉山報徳社』と『杉山青年報徳学舎』の活動を中心に－」、金沢大学大学教育開放センター『金沢大学大学教育開放センター紀要』第8号、昭和63年3月、PP.85～108。
 - ④「近代日本における報徳社の教育活動に関する研究（II）－『掛川農学社（舎）』の『集談会』を中心に－」、金沢大学大学教育開放センター『金沢大学大学教育開放センター紀要』第9号、平成元年3月、PP.101～128。
 - ⑤「近代日本における報徳社の教育活動に関する研究（III）－橋本孫一郎の『双松学舎』の経営を中心に－」、金沢大学大学教育開放センター『金沢大学大学教育開放センター紀要』第10号、平成2年3月、PP.107～151。
 - ⑥「日露戦争後における岡田良一郎の報徳社経営」、静岡県近代史研究会『静岡県近代史研究』第16号、平成2年10月、PP.140～162。
 - ⑦「『二宮尊徳翁五十年記念会』発起人による報徳社視察・調査」、金沢大学大学教育開放センター『金沢大学大学教育開放センター紀要』第11号、平成3年3月、PP.79～114。
 - ⑧「『二宮尊徳翁五十年記念会』以前における報徳社とその周辺」、金沢大学大学教育開放センター『金沢大学大学教育開放センター紀要』第12号、平成4年3月、PP.41～81。
 - ⑨「明治後半期における報徳による模範村成立要因に関する一考察－静岡県庵原郡庵原村杉山を事例として－」、日本生涯教育学会『日本生涯教育学会年報』第13号、平成4年11月、PP.79～93。
- 2) 『函右日報』明治14年3月23日付。
- 3) 「報徳宗の信者に問ふ」、『光』第1巻第4号、明治39年1月1日付。振り仮名は省略。
- 4) 内村鑑三「愛土心と尊徳翁」、留岡幸助編『二宮翁と諸家』人道社、明治39年、P.160。振り仮名・傍点は省略。
- 5) 鶯山溪水生「誤解されたる報徳社」、『大日本報徳学友会報』第45号、明治39年2月、P.66。
- 6) 西谷忠雄「報徳主義駁論の駁論」、『大日本報徳学友会報』第100号、明治43年9月、P.372。振り仮名は省略。
- 7) 岡田良一郎「大日本信用組合報徳結社論」、復刻版『二宮尊徳全集』第36巻、龍溪書舎、昭和52

- 年, P.1030。
- 8) 新村里三郎「報徳社定款に就て」,『大日本帝国報徳』第55編, 明治35年12月, PP.16~20。振り仮名は省略。
- 9) 前掲, 鷺山「誤解されたる報徳社」PP.67~68。
- 10) 志波鷹治「報徳社に就きて」,『産業組合報』第7号, P.200。
- 11) 同上 P.200。
- 12) 同上 PP.200~201。
- 13) 同上 P.201。
- 14) 山田猪太郎「『報徳社に就て』志波鷹治君に贈るの書」,『大農団』第18号, P.27。
- 15) 16) 17) 18) 同上 P.28。
- 19) 『大日本報徳学友会報』第22回, 明治37年3月, P.23。
- 20) 前静岡県参事官肥後八次談「報徳の話 第二」,『大日本報徳学友会報』第22回, 明治37年3月, PP.22~23。
- 21) 例えは, 岡田良一郎「家ヲ出テスシテ教ヲ国ニ為スノ説」,『淡山論集』第一編, PP.51~53。
- 22) 福住正兄『日本信用組合報徳結社問答 全 附積米方法』報徳学図書館, 明治25年, PP.21~23。
- 23) 村田峯次郎『品川子爵伝』マツノ書店, 昭和64年復刻版, P.528。
- 24) 西ヶ谷可吉「報徳學ノ起因ヲ論ジテ信用組合ニ及ブ(承前)」,『大日本帝国報徳』第5号, 明治25年7月, PP.14~15。
- 25) 平田東助・杉山孝平『信用組合論』楽善堂, 明治24年11月, P.137。
- 26) 同上 P.155。
- 27) 同上 P.156。
- 28) 同上 P.161。
- 29) 『大日本帝国報徳』第42編, 明治30年3月, P.40, 振り仮名は省略。
- 30) 同上 PP.40~43。
- 31) 『泰西学派と二宮尊徳翁』所収, P.37。
- 32) 西ヶ谷可吉「孰レカ報徳主義ヲ時世ニ適セズト謂フ」,『大日本帝国報徳』第6号, 明治25年8月, P.14。
- 33) 西ヶ谷可吉「孰レカ報徳主義ヲ時世ニ適セズト謂フ(承前)」,『大日本帝国報徳』第7号, 明治25年9月, P.9。
- 34) 同上 P.10。
- 35) 前掲, 岡田「大日本信用組合報徳結社論」pp.1030~1034。
- 36) 加納久宜「報徳社と信用組合」,『中央農事報』第48号, 明治37年3月, PP.20~21。
- 37) 山田霞洲生「報徳社と信用組合について加納子爵乃説を評す」,『大日本報徳学友会報』第23回, 明治37年4月, P.10。
- 38) 同上 PP.10~11。
- 39) 同上 P.11。
- 40) 41) 42) 43) 同上 P.12。
- 44) 留岡幸助「産業組合に報徳教の精神を加味せよ」,『産業組合』第77号, 明治45年3月, PP.7~9。
- 45) 岡田良平「日本式産業組合報徳社」,『産業組合』第209号, 大正12年3月, P.5, 振り仮名は省略。
- 46) 清浦奎吾「二宮尊徳翁五十年紀念会に臨ミて」,『大日本報徳学友会報』第43回, 明治38年12月, P.451。
- 47) 中川望「報徳の精華(二)」,『大日本報徳学友会報』第133号, 大正2年6月, P.6。
- 48) 井上貫外「産業組合の精神的概念(一)」,『中央農事報』第64号, 明治38年7月, P.31。傍点は省略。

- 49) 井口丑二『報徳清談』中央報徳会, 大正8年, PP.95~96。振り仮名は省略。
- 50) 同上 PP.98~99。振り仮名は省略。
- 51) 柳田国男「報徳社と信用組合」, 『斯民』第1編第2号, 明治39年5月, PP.23~64。『斯民』第1編第6号, 明治39年9月, PP.18~34。
- 52) 岡田良一郎「柳田国男氏の報徳社と信用組合論を読む」, 『淡山論集』第四編, PP.86~95。同「再び柳田国男氏の報徳社と信用組合論を読む」, 『淡山論集』第四編, PP.95~109。
- 53) 前掲, 岡田「再び柳田国男氏の報徳社と信用組合論を読む」P.104。
- 54) 以下〈〉内は, 『淡山論集』の編／頁。注がなくても, 傍点は省略。
- 55) 村田宇一郎『東海の理想郷 杉山參觀記』大阪府天王寺師範学校内教材研究会(非売品), P.55。
- 56) 前掲, 岡田「柳田国男氏の報徳社と信用組合論を読む」P.90。傍点は省略。
- 57) 同上 P.91。
- 58) 米山正治「報徳門外観」, 『大日本報徳学友会報』第115号, 明治44年12月, P.446。振り仮名は省略。
- 59) 田中王堂喜一『二宮尊徳の新研究』広文堂書店, 明治44年, PP.5~6。
- 60) 横井時敬「道徳と経済」, 前掲『二宮翁と諸家』P.133。振り仮名は省略。
- 61) 山路愛山「遠くから見たる二宮翁」, 前掲『二宮翁と諸家』P.173。振り仮名・傍点は省略。
- 62) 瀧本誠一「旧中村藩の報徳仕法と産業組合」, 『三田学会雑誌』第17巻上, 大正12年, P.35。
- 63) 前掲, 鶯山「誤解されたる報徳社」P.64。
- 64) 井上哲次郎「戊申詔書と報徳教」, 『大日本報徳学友会報』第83号, 明治42年4月, PP.143~145。
- 65) 「志太郡報徳聯合大会に於ける湯浅内務省事務官の祝辞演説の大要」, 『大日本報徳学友会報』第90号, 明治42年11月, P.432。振り仮名は省略。
- 66) 静岡県知事・法学博士松井茂「報徳社に対する希望」, 『大日本報徳学友会報』第119号, 明治45年4月, P.113。振り仮名は省略。
- 67) 前掲, 西谷「報徳主義駁論の駁論」P.372。振り仮名・傍点は省略。
- 68) 角谷源之助「教育勅語と報徳」, 『大日本報徳学友会報』第114号, 明治44年11月, PP.414~415。振り仮名・傍点は省略。
- 69) 浅井熊太郎「余が推讓観」, 『大日本報徳学友会報』第55号, 明治39年12月, PP.467~468。傍点は省略。
- 70) 土井亀之進「二宮尊徳翁 報徳教乃精神 三」, 『大日本報徳学友会報』第34回, 明治38年3月, P.80。
- 71) 岡田良平「報徳乃教者果して消極的なるか」, 『大日本報徳学友会報』第50号, 明治39年7月, PP.258~259。傍点は省略。
- 72) 岡田良一郎『富国策』慶応4年, 加藤仁平編著『二宮尊徳全集補遺』報徳同志会, 昭和46年, PP.184~192。
- 73) 宮城正雄『二宮翁夜話と私』(非売品), PP.3~4。
- 74) 同上 P.36。

The Retortions of the Houtokusha's People upon the Criticisms on the Houtokusha during the Meiji Era

Hisanori MAEDA

The purpose of this paper is to pigeonhole the retortions of the Houtokusha's people upon the criticisms on the Houtokusha during the Meiji era.

The criticisms had three main genealogies:

1. From questions on the economic activities.
2. From intention to reshuffle the Houtokusha into the Shinyou Kumiai.
3. From reaction to the fact that Houtoku was lionized after the Russo-Japanese War.

The Houtokusha's people retorted for example:

1. The Houtokusha had "cultivation of hearts (Shinden no Kaitaku)".
2. The Houtokusha had many educational effects and they couldn't reshuffle it.
3. The Houtokusha had the practical ethics of Houtoku ie "Suijou". "Suijou" was positive, and it would be possible to understand foreign countries and to promote the welfare of people under it.